

令和9年度西尾市立幼稚園入園のご案内

1 入園資格

(1) 西尾市に住民登録されている子（保護者も同じ）

※現在市外に住んでおり、令和9年3月31日までに西尾市に住民登録予定のかたは、**確約書**を提出してください。

(2) 健康診断を受け、幼稚園生活ができると認められた子

※健康診断は11～12月頃、幼稚園で実施します。

- (3) 対象年齢 5歳児...2021年4月2日から2022年4月1日までに生まれた子
 4歳児...2022年4月2日から2023年4月1日までに生まれた子
 3歳児...2023年4月2日から2024年4月1日までに生まれた子

2 募集人員

園名	3歳児	4歳児	5歳児
西尾幼稚園	60名	20名	10名
平坂幼稚園	60名	若干名	0名
鶴城幼稚園	60名	20名	20名

3 申込から入園までの流れ

(1) 入園受付（願書受付・面接）

オンライン申請で受け付けます。その後、各園で入園面接を行います。

A 入園受付期間

受 付 期 間
8月24日（月）～9月3日（木）

※紙で申請する場合は、上記期間内の開庁日に保育課へ申込書類を提出してください。

※複数の幼稚園・認定こども園（幼稚園コース・保育園コース）・保育園を併願できません。

※入園受付期間後の募集状況については、各園へ直接お問い合わせください。

B 面接日

面接は以下の候補日のいずれかを予定しています。

具体的な面接日時は、9月8日（火）以降にメール等でお知らせします。

※入園抽選を実施する園は、抽選終了後にお知らせします。

園 名	候補日
西尾幼稚園	9月16日（水）、9月17日（木）
平坂幼稚園	9月17日（木）、9月29日（火）、9月30日（水）
鶴城幼稚園	9月28日（月）、9月29日（火）

C 入園申込に必要なもの（紙申請の場合のみ）

- ① 入園願書
- ② 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- ③ **確約書**（転入予定のかたのみ ※「**1** 入園資格」参照）
- ④ **課税証明**※（申込日以降に転入予定のかたで、マイナンバー未記入のかたのみ）

※令和8年度市民税・県民税課税（非課税）証明書など。令和7年中に海外へ在住していたかたはお申し出ください。

(2) 入園抽選

入園申込者が募集人員を超えた場合、抽選を行います。**実施する場合は、メール等で詳細を通知します。**

抽選日：9月11日（金）午後 場所：各幼稚園

4 幼稚園保育料・給食費

- (1) 幼稚園の保育料（幼稚園を利用する場合の利用者負担額のこと。）は無償（0円）です。
ただし、給食費のうち「副食費分（おかず代など）」については、一部の世帯（第4階層以上）はお支払いが必要です。
- (2) 保育料、副食費の算定における階層区分は、**入園児童の父母の市民税額等をもとに決まります。**
※**父母の市民税がかかっていない場合は、同居している祖父母等の市民税額をもとに決めることがあります。**
- (3) 令和9年度保育料・副食費の階層区分は、次のとおり9月に切り替わります。（※下の表をご覧ください）
4月分～8月分：令和8年度の市民税額
9月分～3月分：令和9年度の市民税額

令和9年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村民税	令和8年度市民税					令和9年度市民税						

令和9年度 西尾市幼稚園保育料・副食費一覧表

階 層 区 分（※1）		幼稚園保育料〈月額〉	副食費〈月額〉（※2）
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市民税 非課税世帯もしくは 市民税所得割非課税世帯		
3	市民税所得割課税額 77,100円以下		
4	77,101円～211,200円		2,400円
5	211,201円以上		（※3）

- （※1）副食費の算定における階層を決定する市民税所得割課税額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用しません。
- （※2）主食費については、西尾市独自事業により無料とします。
- （※3）3歳児は4、8月分、4・5歳児は8月分の徴収は行いません。

▼第3子以降の幼稚園副食費の無料化

対 象 児 童 ※兄弟姉妹の同時入園の条件はありません。	軽減後の副食費
保護者が、18歳まで（高等学校3年生該当年齢の年度末まで）のお子さんを3人以上養育している場合の3番目以降の児童	免 除 （無料）

◎副食費の納付は口座振替で

副食費は、金融機関の指定口座から毎月末（12月は25日）に振替納付されることを原則としています。「**西尾市市税等口座振替依頼書**」の対象種目「**公立幼稚園園児副食代**」に○を付けて、幼稚園か保育課のいずれかに提出して、振替納付の手続きをしてください。

口座振替は、依頼書の提出から2か月程度で開始されます。

なお、現在兄弟等が公立幼稚園に在籍し、「公立幼稚園園児副食代」の口座振替をされているかたは、申込不要です。

5 預かり保育

西尾市立幼稚園では在園児の預かり保育を行っています。通常の保育時間が終わった後や、夏休み等の長期休み中に園児を幼稚園で預かる子育て支援の一環です。詳細については各園にお問い合わせください。

実施園	西尾幼稚園、平坂幼稚園、鶴城幼稚園
保育時間	平日：午後2時30分～午後4時30分 長期休業中：午前8時30分～午後4時30分
利用料	平日：1回 300円 長期休業中：半日・・・500円、1日・・・1,000円 ※年末年始・4月の始業式前には行っていません。
利用回数	1か月：14日以内

6 保育料等無償化

幼児教育・保育の無償化により、西尾市立幼稚園の保育料、給食費、預かり保育の利用料は次のようになっています。

		無償化対象者	有償対象者	給付認定申請（※1）
保育料		全員	-	不要
給食費	主食費	全員	-	不要
	副食費（※2）	第1～3階層	第4・5階層	不要
預かり保育利用料 （おやつ代は無償化対象外）		保育の必要性の認定あり （※3） 無償化上限額 月額12,300円まで 日額490円まで	保育の必要性の認定なし （※4）	利用開始月前月15日まで

（※1）申請について

入園の申し込み（1号認定）とは別に、無償化の対象となるための申請（子育てのための施設等利用給付認定・2号）が必要です。

（※2）副食費の金額について

詳しくは、**4** 幼稚園保育料・給食費内「令和9年度 西尾市幼稚園保育料・副食費一覧表」をご覧ください。

（※3）「保育の必要性の認定」について

保護者の就労や病気などの理由により、家庭で保育ができない場合に必要な認定です。詳しくは**7**「保育の必要性」の認定をご覧ください。

（※4）預かり保育の利用料について

詳しくは、**5** 預かり保育をご参照ください。

7 「保育の必要性」の認定

預かり保育の利用料が無料（無償化の対象）になるためには、入園申し込み時の認定（1号認定）とは別に、無償化のための認定（2号認定）の申請が必要です。

この「2号認定」を受けられるのは、保護者全員（父母ともに）が、下の表にある「保育を必要とする事由」に当てはまる場合です。

保育を必要とする事由		認定の基準（条件を満たさない場合は入園できません。）
就労	保護者が児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合	1か月の労働時間60時間以上（休憩を除く）を常態としている場合 ※契約時間だけでなく、実際の勤務時間も含めて判断します。 ※有期雇用で更新予定がない場合は、雇用期間に応じた期限付認定となります。
出産	保護者が、出産前後である場合	出産予定日の6週間前の月の1日から、出産翌日の8週間後の日の属する月の末日までの期間にある場合 ※妊娠・出産に伴う長期間の療養が必要なときは、治癒するまで認定できる場合があります。 【期限付認定】
疾病・障害	保護者本人に、病気・怪我、心身の障害がある場合	医師の診断書や障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の疾病や心身に障害があると認められる場合 【期限付認定】
家族介護等	保護者が病気や心身に障害がある同居家族を常時介護等している場合	1か月の介護等の時間60時間以上の場合 【期限付認定】
災害	保護者が、災害（震災、風水害、火災等）の復旧にあたる場合	災害により児童の居宅が滅失・損壊し、その復旧のため保育ができない場合 【期限付認定】
就学	保護者が、将来就労につながる就学をしている場合	1か月の授業時間60時間以上の場合 ※1か月以上の長期休暇がある場合は、その間の認定基準を満たす就労証明書の提出が必要です。 【期限付認定】
求職	保護者が求職活動をする場合	求職活動開始日から数えて90日後が属する月の末日までに、認定基準を満たす就労の開始が決定すること ※在園児の保護者が退職した場合は、退職日の翌日から起算します。 【期限付認定】
育児休業	保護者が育児休業を取得している場合	育児・介護休業法、その他の育児休業に関する法律に基づく育児休業を取得している場合 【期限付認定】
特例	その他	上記以外で保育が必要とされる状態にある場合（虐待やDVのおそれがある場合等） 【期限付認定】

8 提出書類

(1) 指定様式「有」の書類は、西尾市の最新様式を使用してください。

※指定様式は、西尾市公式ウェブサイトからダウンロードできます。また、保育課窓口でも配布しています。

(2) 市指定様式の証明書・申告書等は、証明日が申請日の3か月以内のものを提出してください。

(3) 保育の必要性の証明書類は、原則として父母それぞれについて必要です。

対象者 (書類等を用意するか)		書類名	発行場所等	指定 様式
全ての世帯		☐ 子育てのための施設等利用給付認定申請書	本人	有
就労 ※雇用(就 労)の形態 により異な ります。	外勤	☐ 就労証明書	勤務先	有
	自営業主	☐ 就労証明書	本人	有
		☐ 最新の確定申告書 第1表か市県民税申告書のどちらか ※新規開業等で確定申告を経していない場合は「事業開始兼売上申立書」も可	税務署 税務課	—
	自営業専従者 ／家族従業者	☐ 就労証明書	勤務先	有
		☐ 事業主の最新の確定申告書 第1表か市県民税申告書のどちらか ※新規開業等で確定申告を経していない場合は「事業開始兼売上申立書」も可	事業主	—
	内職	☐ 内職証明（申告）書 ※就労証明書は不可	委託元／本人	有
	業務委託	☐ 業務委託証明（申告）書 ※就労証明書は不可	委託元／本人	有
育児休業		☐ 就労証明書	勤務先	有
出産		☐ 母子健康手帳（出産予定日が記載されているページ）	医療機関／本人	—
疾病・障害 (保護者本人)		☐ 医師の診断書（等級によっては、身体障害者手帳・精神障害者手帳な どの写しでも可能な場合があります。詳細は保育課へお問い合わせください。）	医療機関／ 福祉課等	有
介護等		☐ 介護・看護証明書	医療機関	有
就学		☐ 在学証明書（卒業予定日が分かること）	学校	—
		☐ 授業のカリキュラム・時間割表		
求職活動		☐ 求職活動申立書兼同意書	本人	有

9 市立幼稚園一覧

園 名	所 在 地	保育時間	電話番号
西尾幼稚園	西尾市錦城町162番地13	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後2時30分	0563-57-2401
平坂幼稚園	西尾市楠村町北巴1番地1	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後2時30分	0563-59-6031
鶴城幼稚園	西尾市伊藤二丁目4番地1	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後2時30分	0563-56-3926

10 問い合わせ先

西尾市子ども部保育課入園担当 直通電話0563-65-2110 月曜日～金曜日 午前9時から午後4時まで
各幼稚園 **9** 「市立幼稚園一覧」参照

本案内の発行後に追加・変更となる情報は、西尾市公式ウェブサイトで随時お知らせします。

<https://www.city.nishio.aichi.jp/kosodate/hoikuen/1005132/index.html>

右のQRコードからもアクセスできます。

